

何人かでも救うため

Iコリント9章19～23節

はじめに

アドベント、クリスマスを挟みましたが、Iコリントに戻ります。12月7日に1～18節を学んだ続きです。ここでパウロは力説します。それは、彼が神から使徒として召されたこと、コリント教会はパウロの働きによって生み出されたことでした。パウロは神から権利を託されており、しようと思えばコリントの教会に権利を主張することができるのです。

彼は自分の権利を並べます。4節「食べたり飲んだりする権利がないですか」。5節「信者である妻を連れて歩く権利がないのですか」。6節「生活のために働かなくてもよいという権利がないのですか」。

しかし、パウロはそのような自分の権利を用いなかったと言うのです。12節「私たちはこの権利を用いませんでした」。15節「私はこれらの権利を一つも用いませんでした」。18節「福音宣教によって得る自分の権利を用いない、ということです」

そして、今日のところでパウロは、のちに宗教改革者ルターが「キリスト者の自由」という一言で言い表したキリスト者の生き方を語ります。

1、「キリスト者の自由」（19節）

19節「私はだれに対しても自由ですが、より多くの人を獲得するために、すべての人の奴隸になりました。」

「だれに対しても」は「何に対しても」とも訳せます。1～18節には、人ではなく物や事柄に対しての自由が語られていますから、「だれに対しても、何に対しても自由」と広くとらえておきましょう。

パウロの自由は、罪からの自由、律法の重荷からも自由、死とさばきからの自由、この世の支配からも自由、彼は、だれに対しても、何に対しても自由なのです。しかし、より多くの人を獲得するために、すべての人の奴隸になりました、と彼は言うのです。

『キリスト者の自由』は、ルターが1520年に記した書物で、岩波文庫で読む事ができます。ルターはその冒頭に二つの命題を掲げました。

「キリスト者はすべてのものの上に立つ自由な君主であって、何人にも従属しない。」そして「キリスト者はすべてのものに奉仕する僕であって、何人に

も従属する。」です。

ルターは「キリスト者の自由」を説明するために、マタイ 17 章 24 節以下を引用します。そこにはこういうことが書いてあります。主イエスは弟子たちが神殿に納める税を要求されたときペテロに言わされました。王は王の子どもたちからは税を集めない、父なる神は神の子どもたちに税を課さない、だから神殿税を納める義務はない。しかし、主イエスは、神殿税を納めなさいと言う人たちを躊躇せないように、と言って魚を釣らせ、魚の口の中にあったスタテル銀貨をご自身とペテロの神殿税として納めた収めたというのです。ルターはこれを「キリスト者の自由」の例として説明しています。

マルコ 10 章 42 節以下にはこうあります。「そこで、イエスは彼らを呼び寄せて言われた。「あなたがたも知っているとおり、異邦人の支配者と認められている者たちは、人々に対して横柄にふるまい、偉い人たちは人々の上に権力をふるっています。しかし、あなたがたの間では、そうであってはなりません。あなたがたの間で偉くなりたいと思う者は、皆に仕える者になりなさい。あなたがたの間で先頭に立ちたいと思う者は、皆のしもべになりなさい。人の子も、仕えられるためではなく仕えるために、また多くの人のための贋いの代価として、自分のいのちを与えるために来たのです。」

人は善行によってではなく、イエス・キリストを信じる信仰により、神の恵みにより義とされる。自分の義ではなく、イエス・キリストの義によって、義と認められる。義とされた人の善行は、義とされるための功績ではなく、恵みによって義とされた者の自由なる奉仕なのです。

19 節はその根拠となる聖句です。ただし、微妙な違いもあります。ルターはキリストによって義とされた者の自由と、キリストの自由をもって神と人に仕えることを強調しました。しかし、この箇所でのパウロは、より伝道的です。伝道の文脈でこれを語っています。「より多くの人を獲得するために」という言葉がそれを如実に語っています。

2、すべての人に、すべてのものとなる（20～22 節）

20 節 「ユダヤ人にはユダヤ人のようになりました。ユダヤ人を獲得するためです。律法の下にある人たちには——私自身は律法の下にはいませんが——律法の下にある者ようになりました。律法の下にある人たちを獲得するためです。」

パウロはユダヤ人ですから、ユダヤ人のようになったと言うのはおかしいようと思われます。しかし、あえてこう言うのは、彼自身は律法の下にいない、

からです。律法はノモス、律法の下にあるはヒュポノモスですが、パウロはヒュポノモスではない、と言うのです。

いけにえを捧げる礼拝は不要となりました。週の終わりの安息日や、聖と汚れを分ける食物規程も不要となりました。しかし、パウロは律法の下にある人たちが、律法からイエス・キリストの福音に進むよう丁寧に促したのでした。

一方、21節「律法を持たない人たちには——私自身は神の律法を持たない者ではなく、キリストの律法を守る者ですが——律法を持たない者のようになりました。律法を持たない人たちを獲得するためです。

「律法を持たない」ここはアノモスと書いてあります。アノモスの人たちの中には、文字通り不法な者がいます（IIテサロニケ2章3節）、あるいは律法を破る者がいます（Iテモテ1章9～10節）。しかし、ここでパウロが言うのは単純に律法を持たない異邦人のことです。彼自身は「キリストの律法を守る者」、ここは「律法の中にある（エンノモス）」と書かれています。

パウロはもう早、律法の下にはありません。ヒュポノモスではありません。彼は律法を守るエンノモスな人です。そして律法を持たないアノモスな異邦人のようにもなったのです。

パウロは、ギリシア人には、ギリシアの哲学と文学の言葉で語りかけました。偶像は拒否しましたが、偶像に捧げられた肉ではないか、と心配し過ぎなくてよいことを教えました。

ローマの教会には、「律法を持たない異邦人が、生まれつきのままで律法の命じることを行う場合は、律法を持たなくても、彼ら自身が自分に対する律法なのです。彼らは、律法の命じる行いが自分の心に記されていることを示しています。彼らの良心も証ししていて、彼らの心の思いは互いに責めあつたり、また弁明し合つたりさえするのです」（2章14～15節）と律法なくとも、一定の規範がすべての人の中にあると考えました。

そして、ピリピの教会には、「すべて真実なこと、すべて尊ぶべきこと、すべて正しいこと、すべて清いこと、すべて愛すべきこと、すべて評判の良いことに、また徳とされることや称賛に値することがあれば、そのようなことを心に留めなさい」（4章8節）と教えました。

22節では、8～9章のテーマである弱い人にふれ、全体をまとめます。「弱い人たちには、弱い者になりました。弱い人たちを獲得するためです。すべての人に、すべてのものとなりました。何とかして、何人かでも救うためです。」

ルターは二つの命題を並べて見せました。「キリスト者はすべてのもののに立つ自由な君主であって、何人にも従属しない。キリスト者はすべてのものに奉仕する僕であって、何人にも従属する。」パウロの、そして聖書の姿勢

は、そこに「何とかして、何人かでも救うためです。」を加えていました。

「すべての人を救う」などと威勢に良いことを言わないのも、有限な人としての慎みがあります。

3、福音の恵みをともに受けるため（23節）

23節「私は福音のためにあらゆることをしています。私も福音の恵みをともに受ける者となるためです。」

「あらゆること」に、罪を犯すこと、人を騙すこと、非人道的なことなどは含みません。カルト宗教は目的が正しければ何をしても良いと言い、カルトの指導者は自分の言うことに間違はない、と言うようです。これは論外です。しても良いし、しなくとも良い、けれど福音のためには、あらゆることをしています、というのです。

パウロは福音を宣べ伝えて利益を得ようとは思っていません。福音を伝えて名を挙げようとも考えません。福音に生きて感謝されようという目論見もありません。ただ彼には一つだけ願望がありました。「すべての人に、すべてのものと」なって、「何とかして、何人かでも救う」ことです。この一事を追求し続けたパウロの願いは「福音の恵みをともに受ける者となる」ことでした。

私たちは神への奉仕によって救われるのではありません。福音の恵みを受けたので、福音を証ししなければおられません。神への奉仕に無関心で、自分には関係ないとしながら、福音の恵みに与ることだけを期待するような生き方はいけません。それでは福音の恵みをともに受ける者とはなれない、そう問い合わせられる思いがいたします。

おわりに

今日は、「私はだれに対しても自由ですが、より多くの人を獲得するためには、すべての人の奴隸になりました。」という生き方を学びました。

律法の下にある人、ヒュポノモスの人にはヒュポノモスの人とようになり、異邦人、アノモスの人にはアノモスの人のようになり、弱い人には弱い人のようになるけれど、パウロ自身はだれに対しても、何に対しても自由な、キリストの律法を守る、エンノモスな人として生きるのでした。

それは「何とかして、何人かでも救うため」であり、「福音の恵みをともに受ける者となる」ためでした。私たちもそうありたいと思います。「キリスト者の自由」に生きることができるよう、お祈りいたしましょう。